

笠間市議員定数等調査特別委員会記録（第9回）

令和7年5月22日 午後1時00分開会

出席委員

委員長	田村幸子君
副委員長	鈴木宏治君
委員	長谷川愛子君
〃	酒井正輝君
〃	河原井信之君
〃	川村和夫君
〃	坂本奈央子君
〃	安見貴志君
〃	内桶克之君
〃	益子康子君
〃	林田美代子君
〃	田村泰之君
〃	村上寿之君
〃	石井栄君
〃	飯田正憲君
〃	西山猛君
〃	石松俊雄君
〃	大貫千尋君
〃	大関久義君
〃	小藺江一三君
〃	石崎勝三君
〃	畑岡洋二君

欠席委員

なし

出席議会事務局職員

議会事務局長	山田正巳
議会事務局次長	石井謙
次長補佐	鶴田貴子

主
係

査
長

上 馬 健 介
神 長 利 久

議 事 日 程

令和 7 年 5 月 2 2 日（木曜日）

午後 1 時 0 0 分開会

1 開会

2 案件

（１）予算決算常任委員会の運営等について

（２）その他

午後 1 時 0 0 分開会

○田村幸子委員長 委員の皆様には全員協議会に引き続き、第 9 回議員定数等調査特別委員会に御出席を賜りましてありがとうございます。

それでは早速会議に入りますので、よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

議会事務局より局長、次長、次長補佐、主査、係長が出席しております。本日の会議の記録は主査にお願いいたします。

○田村幸子委員長 それでは、本日の案件に入ります。

（１）予算決算常任委員会の運営等についてですが、前回の委員会において協議して頂いたことに基づいて運営要綱等の資料をアップしておりましたが、皆様の御意見などをお伺いしたいと思います。

要綱等につきましては、御覧になって頂きましたでしょうか。

先に要綱案、素案のところから入りたいと思いますけれども、これについては一度読んで頂いたほうがいいですか。大丈夫ですか。

事務局に読み上げて頂きたいと思います。お願いします

○鶴田次長補佐 資料の 05 笠間市議会予算決算委員会要綱（案）の資料をお開き願います。

朗読させていただきます。

笠間市議会予算決算委員会運営要綱（案）、趣旨第 1 条、この要綱は、笠間市議会委員会条例及び笠間市議会会議規則に定めるもののほか、予算決算委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

予算決算委員会の構成、第 2 条、予算決算委員会は議長を除く全員で構成する。ただし、

決算審査は監査委員を除く。第2項、予算決算委員会の委員長は副議長とし、副委員長は、議会運営委員会の委員長とする。

分科会の設置等、第3条、予算決算委員会に次の各号に掲げる分科会を置き、当該各号に掲げる事項を担当する。（1）総務企画分科会、総務企画委員会が所管する部局に係る予算及び決算に関する事項。（2）教育福祉分科会、教育福祉委員会が所管する部局に係る予算及び決算に関する事項。（3）建設産業分科会、建設産業委員会が所管する部局に係る予算及び決算に関する事項。第2項、各分科会の委員は当該所管に対応する常任委員会の委員の構成と同様とする。第3項、各分科会の委員長は、当該所管に対応する常任委員会の委員長を副委員長は当該所管に対応する常任委員会の副委員長をもって充てる。第4項、分科会では、質疑及び自由討議のみを行うものとし、討論及び採決は行わない。第5項、分科会の運営は委員会の運営に準じて行うものとする。

予算決算運営委員会の構成等、第4条、予算決算運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、予算決算委員会の正副委員長及び各分科会の委員長及び会派の代表者で構成する。第2項、運営委員会の会長は、予算決算委員会の委員長を副会長は、予算決算委員会の副委員長をもって充てる。第3項、運営委員会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。第4項、運営委員会の運営は委員会の運営に準じて行うものとする。

付託する関連議案の範囲、第5条、予算決算委員会に、予算及び決算に関する議案に関連して、次に掲げるものを付託するものとする。（1）特別会計または基金に関する条例の議案その他の予算の根幹に関わるもの。（2）分担金、使用料、加入金または手数料に関する条例の議案その他の歳入予算を伴うもの。

分科会前の予算決算委員会における質疑、第6条、分科会前の予算決算委員会における質疑（決算審査の監査報告に対する質疑を含む）は、予算決算に係る議案を予算決算委員会に付託する前に本会議の議案質疑において実施するため行わないものとする。

分科会後の予算決算委員会における質疑等、第7条、分科会後の予算決算委員会では、各分科会委員長が当該分科会での審査の経過について報告し、分科会委員長の報告に対する質疑、執行部に対する質疑（以下「総括質疑」という。）、自由討議、討論、採決の順に行う。第2項、総括質疑については次のとおりとする。（1）一括質問一括答弁とし、質問時間（答弁を除く）は20分とする。（2）通告制とし、通告は分科会終了日の翌日の正午までに総括質疑通告書（別記様式）を提出することにより行う。別記様式は3ページでございます。第3項、分科会委員長の報告に対する質疑及び総括質疑の発言回数はそれぞれ3回までとする。

その他、第8条、この要綱に定めるもののほか、予算決算委員会の運営について疑義が生じた場合は運営委員会において決定する。

以上です。

○田村幸子委員長　ありがとうございました。

ただいま要綱案を読んで頂きましたけれども、中身に関して皆様から御意見があれば、ぜひお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

石松委員。

○石松俊雄委員　第4条、予算運営委員会は、予算決算委員会の正副委員長及び各分科会の委員長及び会派の代表者で構成するはいいのですが、第2項以降、運営委員会の会長、それから副会長という呼び名になっているのですが、もう一つのほうの資料、会議規則の改正案の緑色のマーカーで書いてあるところには、招集権者というのは予算決算運営委員会委員長というふうになっているのですが、これ、どっちかにそろえるべきだと思います。そろえるとすれば私は、会長ではなく委員長副委員長というふうにそろえるべきだと思います。ここはどちらかに揃えたほうがいいと思います。

○田村幸子委員長　ただいま石松委員のほうから、会長という呼び名、第4条のところで、正副委員長及び各分科会の委員長及び会派の代表者で構成するの次、2の運営委員会の会長は予算決算委員会の委員長を、副会長は予算決算委員会の副委員長をもって充てるということになっておりますけれども、ここは委員長に統一してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田村幸子委員長　予算決算運営委員会に関しては、会長というところを委員長、副会長というところを副委員長ということに改めさせて頂いてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○田村幸子委員長　それでは、そのように変更させて頂きたいと思います。

よろしくお願いいたします。

そのほか。石井委員。

○石井栄委員　第4条の予算決算運営委員会はということに関して質問します。

運営委員会は必要に応じて構成員以外の出席を求め、意見を聞くことができるというふうになっていますが、必要性というのは誰が判断するのですか。運営委員会に私たちの準会派は排除されたのです、運営委員会のメンバーとしては。そういう運営委員会で妥当な議論がされるのかどうか、ちょっと不明だと考えています。必要に応じてというのを参加を希望すれば参加できるということが普通の運営なのかと思うのですが、どうなのですか。

○田村幸子委員長　今、石井委員がおっしゃられたのは、運営委員会は必要に応じて構成員以外の者の出席を求め意見を聞くことができるとありますけれども、運営委員会のメンバーの中にみなし会派の代表が入ってないということで、希望があれば入れてもらうことができるかという御意見でよかったですか。

○石井栄委員　希望すれば入れるのが普通じゃないかと思うのですが。

そういう意味です。

○田村幸子委員長 石井委員の御意見について御意見があれば。

内桶委員お願いします。

○内桶克之委員 運営委員会の委員長が必要に応じてという判断になると思うので、そのときに協議をして必要に応じて運営委員長が判断するという解釈でいいのかと私は思うのですが。

○田村幸子委員長 安見委員。

○安見貴志委員 内桶委員と違った意味なのすけど、この第4条第3項で言っている構成委員以外の出席を求めるというのは、必要に応じて執行部などメンバーを呼んでいろいろなことを確認するための記述じゃないかと私は考えております。石井委員が言うように希望する委員が誰でも出るという意味合いの解釈をするべきところではないと思っています。

○田村幸子委員長 今、安見委員がおっしゃられたように、私もそのように捉えて、執行部の出席を求めるという意味で3番の中に入れて頂いているのだと思っているのですけれども、石井委員、それに関してはどうでしょうか。

○石井栄委員 これは運営委員会でしょう。だから、運営委員会を構成する人以外の者の出席を求め意見を聞くことができるというのは、執行部と限定される理解は誤ってます。ですから、今の話は全く見当違いの発言じゃないかと私は思うのです。運営委員会というのは、全般に関わる運営もあるので、やっぱり全員で納得できるような運営になるために、希望すれば入ることができるというふうにもっていくのがいいので、排除する理由はないでしょうよと私は思います。

○田村幸子委員長 暫時休憩します。

午後1時15分休憩

午後1時26分再開

○田村幸子委員長 休憩を取戻して会議を続けます。

ただいま、いろいろな御意見を頂きましたけれども、先ほどの第4条の第3項に関しましては、運営委員会は必要に応じて構成員以外の者の出席を求め意見を聞くことができるは、このままでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○田村幸子委員長 それではそのままとさせていただきます。

ありがとうございます。

そのほかございませんか。

ないようですので、それでは、第4条のところで、運営委員会の会長というところを委員長に副会長というところを副委員長ということで見直しをさせて頂くというところを訂正させて頂きまして要綱のほうを進めさせて頂いてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○田村幸子委員長 ではよろしく願いいたします。

次に、入らせて頂きます。

資料の 04 委員会条例の改正案について、決まったことですがけれども、前回の委員会のときに皆様から確認の意味で御意見を頂いたものをまとめて頂いたものです。第 2 条（4）のところに予算決算委員会を入れて頂きまして、構成人数は 21 名、議長を除きます。予算決算に関する事項ということです。一部改正ということで緑色のマーカのところを改正させて頂くということでよろしいですか。

内桶委員。

○内桶克之委員 解釈としてどうなのかと私は疑問なのです。予算決算委員会 21 名でいいのですが、決算にあたって監査委員の議員が抜けるというところの解釈を、条文の第 2 条でただし書したほうがいいのか、それともこのままでいいのかというのは調べてもらったほうがいいと思ったのでよろしく願いしたいと思います。

○田村幸子委員長 ただいま内桶委員のほうから、監査委員の関わりに関して、きちんとこの中に入れたほうがいいのかどうかということですが、いろいろな自治体の状況とかを調べさせて頂きながら、こちらで検討させて頂いてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○田村幸子委員長 ではそのようにさせて頂きます。

〔発言する者あり〕

○田村幸子委員長 はい、石松委員。

○石松俊雄委員 予算決算委員会の構成人数は 21 人と決めてあるわけでしょう。決算を議論するにあたっては、監査委員を除くということでしょう。予算決算委員会の 21 人は、それでいいのじゃないですか。それ以外のことは別に要綱に定めていけばいいわけであって、私は条例には定める必要がないと思うのです。条例に定めるべきは予算決算委員会において何を議論するのかということを決めるべきであって、その内容は予算決算に関する事項ということで私は十分だと思います。

○田村幸子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 私は解釈が分からないので調べてくださいということと言っただけです。

○田村幸子委員長 石松委員と・・・。

田村委員。

○田村泰之委員 これは前回のときに副委員長が説明していると思うのですが、副委員長、もう一回説明してもらっていいですか。

○田村幸子委員長 副委員長お願いします。

○鈴木副委員長 ほかの自治体もそうでしたが、監査委員をどうするかという話を皆さんで決定して、決算の審議のときは監査委員は外れるという形になっていたのも、そのままの説明になります。ほかの私が見たところは、やっぱり構成員は 21 人というか監査委員

の数が入った形になっていたので、この形で了承というか、私はいいかというふうに思いました。

○田村泰之委員 全くそのとおりです。ありがとうございます。

○田村幸子委員長 ありがとうございます。

内桶委員がおっしゃられたことは、ここに21名と入ってますけれども、監査委員に関してを入れるか入れないかということですね。

○内桶克之委員 いや違う。解釈としては分かるのですが、ただし書に書かなくていいのかということと言っただけで、それが正しいかどうかというのを調べてくださいと言っただけです。大丈夫です。

○田村幸子委員長 よろしいですか。

今、副委員長のほうからも説明を頂きました。石松委員のほうからも御意見を頂きました。

このままでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○田村幸子委員長 ではこのままで進めさせていただきます。

ありがとうございます。

では次に移らせて頂きます。

③になります。こちらは事務局のほうで読み上げて頂いてもよろしいでしょうか。会議規則の改正案のところをお願いします。変更の緑のマーカーのところだけで大丈夫です。

○鶴田次長補佐 笠間市議会会議規則については、第166条の別表に予算決算運営委員会を追加して、予算決算委員会の運営に関し必要な事項について協議または調整をするため会議規則を改正していきたいと思います。

次回に会議規則と条例の改正案について提示できたらと思っております。

会期日程などの流れについても、次回の委員会のほうで資料として提示できたらと思っております。

○田村幸子委員長 ありがとうございます。

こちらに関しての御意見がございましたらお願いしたいと思います。

この案件はこのとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田村幸子委員長 では、このとおりで進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

今回三つの案件について御協議を頂きました。

今後の流れですけれども、条例の改正案に関して、今後、定例会ごとにどのような流れで予算決算委員会が進んでいくかを皆様と日程表を見ながら共有をさせて頂きまして、流れを確認をさせて頂きたいと思っております。

流れを確認した上で、今後、執行部ともすり合わせをしなければ進めていけないことだと思いますので、次回の委員会の開催のときまでに流れをしっかりと作って頂きたいと思っております。事務局のほうで作って頂いているところですので、それを作った上で、皆様と共有させて頂いて確認した上で、執行部とすり合わせをさせて頂きたいと思います。

また、条例の改正案なのですけれども、委員会として上程させて頂くのか、あるいは議運の委員長のほうから上程をして頂くのがいいのか、そのところも皆さんと一緒に考えていけたらと思っております。

次の日程を決めながら進めてまいりたいと思います。

その件に関してはいかがでしょうか。

田村委員。

○田村泰之委員 流れって何なのですか。川の流れですか。

○田村幸子委員長 今後の進め方の流れです。流れというのは、一会期ごとの予定です。会期日程になります。

石松委員。

○石松俊雄委員 流れはいいのですが。今度の定例会に上程できるような日程で私は進めて頂きたい。9月の決算から常任委員会でするように進めていかないと間に合わないと思うので、今度の定例会に上程できるように執行部とのすり合わせも含めて、そういう日程で進めて頂きたい。早くこの議論の結論を出して頂いて、この委員会では12月までに定数の結論を出すという約束になっているわけですから、もう定数の話に入っていかなければなりません。その次の課題もありますから、そこも含めて日程の調整をもう少し急いで頂けないでしょうか。

○田村幸子委員長 ただいま石松委員のほうから、9月の決算委員会に間に合うように進めてもらいたいという御意見がありました。

執行部のほうに予定なども伺いながら進めなければならないので、今、委員会ではっきりと申し上げるわけにもいかないのですが、なるべく早く進められるようにしていきたいと思います。

今後、定数や政務活動費、報酬なども議論しなければならない予定にもなっておりますので、少しお時間を頂いて・・・

〔「間に合わない」と呼ぶ者あり〕

○小藺江一三委員 何も支障はない。今、石松委員が言ったように9月の決算委員会に間に合うように話を進めてください。

本題は定数の削減の問題なのだから、早く本題に入らなくちゃしょうがないだろう。

○田村幸子委員長 はい、分かっております。

○小藺江一三委員 何も支障はないから大丈夫だよ。

話を早く進めろよ。

○田村幸子委員長 はい。

事務局、大丈夫でしょうか。

それで進めていかせて頂いてもいいですか。

○山田議会事務局長 頑張ってみます。

○田村幸子委員長 今、局長のほうから、頑張ってみますということを書いて頂きました。局長に橋渡しをして頂かないと執行部とのすり合わせもできませんので、しっかり調整をしていきたいと思います。

ありがとうございます。

○山田議会事務局長 執行部との兼ね合いもありますけれども、9月に向けて進めてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

○田村幸子委員長 局長のほうから心強い御意見を頂きましたので、9月に間に合うようにしっかりと進めていけたらと思います。

大関委員どうぞ。

○大関久義委員 9月に間に合わせられるようにということなのだけど、9月に間に合わせるのには6月の定例会で改正しなきゃならないのだから、それが可能であればやるというようなものをきちんとしなないといけないと思う。委員長がそうしたいと言っても、事務局のほうで間に合わなかったらできないのだから、その辺のすり合わせは、今後、事務局と間に合わせられるような体制で行っていききたいというところで止めておいたほうがいいような気がする、会期日程も前とは違ってくることだし。間に合うのだったら間に合わせたほうがいいと思う、みんな改革していききたいという意思があるのだから。その辺はよろしくお願いします。

○田村幸子委員長 今、大関委員がおっしゃられたとおりだと思います。しっかりと進めてまいります。よろしくお願いいたします。

先ほどの条例の件についてですけれども、議運で上程して頂くことがいいのか、委員会で上程するべきなのか。

〔「委員会で」と呼ぶ者あり〕

○田村幸子委員長 今、委員会でというお声を頂きました。

それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○田村幸子委員長 では委員会のほうで上程させて頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

(1)の運営等についてを終わりにさせて頂きたいと思います。

それでは、(2)のその他に入りますが、委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○田村幸子委員長 ありがとうございます。

ないようですので、以上で本日予定しておりました案件は終了とさせていただきます。

次回の開催日程ですが、今後の予定などもありますので、Logo チャットのほうでお知らせをさせて頂きたいと思います。

なお、日程については、委員長と副委員長にお任せ頂いてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○田村幸子委員長 よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 3 分休憩

午後 1 時 4 5 分再開

○田村幸子委員長 休憩を解いて会議に入ります。

そのほかございませんでしょうか。

ありがとうございました。

以上で第 9 回議員定数等調査特別委員会を終了といたします。

大変に御苦労さまでした。ありがとうございました。

午後 1 時 4 5 分閉会